

杉並区交通安全協議会規約

(設置)

第1条 杉並区内の交通安全を図るために必要な施策の実施について協議し、もって区民生活の福祉を増進することを目的として、杉並区交通安全協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、別表に定める委員をもって組織する。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため次に掲げる各号の事項を協議する。

- (1) 交通安全都市宣言に関する推進方策
- (2) 関係行政機関及び関係団体の交通安全に関する事業の連絡調整
- (3) 交通道德の高揚と交通安全運動の推進
- (4) 交通環境の整備促進
- (5) 交通事故防止のための必要事項の調査
- (6) その他協議会において必要と認めた事項

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、区長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときはまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(総会)

第5条 総会は会長が招集し、会長がその議長となる。

2 総会は、別表1に定める委員をもって構成する。

3 総会は委員の半数以上が出席しなければ開くことはできない。

4 総会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 総会は、広く区民の意思を反映するため、特に学識経験者等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(理事会)

第6条 協議会に、理事会を置く。

2 理事会は、別表2に定める委員をもって構成する。

3 理事長は、杉並区長の職にあるものをもって充てる。

4 理事会は、理事長が招集する。

5 理事会の会議は、総会の例による。

6 理事長が必要と認めたときは、会に関係人の参加を求めることができる。

7 理事会は、総会に付議すべき事項を協議する。

8 理事会は、総会が成立しないとき、会長が総会を招集するいとまがないと認めた事項または理事長が必要と認めた事項を議決、処理することができる。

9 前各項に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

(幹事会)

第7条 協議会に、幹事会を置く。

- 2 幹事会は別表3に定める者をもって構成する。
- 3 幹事長は、杉並区都市整備部長の職にあるものをもって充てる。
- 4 幹事会は、幹事長が招集する。
- 5 幹事は、会議の所掌事務について、会長、協議会構成員及び理事を補佐する。
- 6 幹事会の会議は、総会の例による。
- 7 幹事長が必要と認めたときは、会に関係人の参加を求めることができる。
- 8 幹事会には必要と認められるときは、幹事長が指名する協議会構成団体の職員を持って部会を組織することができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が会長の同意を得て定める。

(会計監事)

第8条 協議会に会計監事を置く。

- 2 会計監事は、理事会において、協議会委員の中から選出し、会長が任命する。
- 3 会計監事の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の会計監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(会計)

第9条 協議会の経費は、負担金、寄付金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査)

第10条 会計監事は協議会の経理を監査する。

- 2 会計監事は、監査を実施したときは、その結果を会長及び理事会に報告しなければならない。

(事務局)

第11条 協議会の庶務は、杉並区都市整備部管理課において処理する。

(委任)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が理事会にはかつて定める。

附 則

- 1 この規約は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 杉並区交通安全協議会規約（昭和40年5月8日施行）は廃止する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 2 条関係)

総会

	機 関 等	委 員
1	杉並区	区長
2	杉並区教育委員会	教育長
3	杉並区議会	議長 副議長 総務財政委員会委員長 区民生活委員会委員長 保健福祉委員会委員長 都市環境委員会委員長 文教委員会委員長 道路交通対策特別委員会委員長
4	警視庁杉並警察署	杉並警察署長
5	警視庁高井戸警察署	高井戸警察署長
6	警視庁荻窪警察署	荻窪警察署長
7	杉並交通安全協会	会長、副会長 (6 名)
8	高井戸交通安全協会	会長、副会長 (5 名)
9	荻窪交通安全協会	会長、副会長 (5 名)
10	東京消防庁杉並消防署	杉並消防署長
11	東京消防庁荻窪消防署	荻窪消防署長
12	国土交通省東京国道事務所	代々木出張所長
13	東京都建設局第三建設事務所	所長
14	杉並区町会連合会	会長、副会長 (3 名)
15	東京商工会議所杉並支部	会長
16	杉並区商店会連合会	連合会会長
17	杉並産業協会	協会会長
18	東京中央農業協同組合杉並中野支店	支店長
19	東京中央農業協同組合城西支店	支店長
20	杉並法人会	会長
21	荻窪法人会	会長
22	杉並区立小学校 PTA 連合協議会	会長
23	杉並区立中学校 PTA 協議会	会長
24	杉並区私立幼稚園連合会	理事長
25	杉並区いきいきクラブ連合会	会長
26	杉並女性団体連絡会	連絡会代表
27	杉並区青年団体協議会	理事長
28	杉並区医師会	会長
29	杉並防犯協会	会長

30	高井戸防犯協会	会長
31	荻窪防犯協会	会長
32	東京都トラック協会杉並支部	支部長
33	杉並法人タクシー協議会	会長
34	東京都個人タクシー協同組合杉並支部	支部長
35	杉並区自転車商三支部連合会	会長

別表 2（第 6 条関係）

理事会

	機 関 等	委 員
1	杉並区	区長
2	杉並区教育委員会	教育長
3	警視庁杉並警察署	杉並警察署長
4	警視庁高井戸警察署	高井戸警察署長
5	警視庁荻窪警察署	荻窪警察署長
6	東京消防庁杉並消防署	杉並消防署長
7	東京消防庁荻窪消防署	荻窪消防署長
8	国土交通省東京国道事務所	代々木出張所長
9	東京都建設局第三建設事務所	所長
10	杉並区町会連合会	会長
11	杉並交通安全協会	会長、副会長
12	高井戸交通安全協会	会長
13	荻窪交通安全協会	会長
14	会計監事（2名）	

別表 3（第 7 条関係）

幹事会

	機 関 等	委 員
1	杉並区	都市整備部長
2		総務部広報課長
3		危機管理室地域安全担当課長
4		区民生活部管理課長
5		保健福祉部管理課長
6		保健福祉部高齢者施策課長
7		子ども家庭部児童青少年課長
8		都市整備部管理課長
9		都市整備部交通企画担当課長
10		都市整備部杉並土木事務所長
11		環境部環境課長

12		教育委員会事務局学務課長
13	杉並区教育委員会	教育委員会事務局済美教育センター 統括指導主事（1名）
14	警視庁杉並警察署	杉並警察署交通課長
15	警視庁高井戸警察署	高井戸警察署交通課長
16	警視庁荻窪警察署	荻窪警察署交通課長
17	杉並交通安全協会	副会長
18	高井戸交通安全協会	副会長
19	荻窪交通安全協会	副会長
20	東京都建設局第三建設事務所	管理課長